

## 抜本的水害地解消に関する意見書

六角川は平成2年に大きな災害を武雄市にもたらした。これまで、堤防の嵩上げや、排水機場を設置するなど対策を取られたが令和元年には、線状降水帯による豪雨に見舞われ、広範囲な大水害を被った。更なる水害に対する方策も講じてきた。被災地の復旧はもとより、地域住民の生活や経済活動の回復に全力を傾注し、懸命な再建の中途、令和3年の大水害が発生した。再建をあきらめる被災者の声も多く寄せられている。想定以上の降雨により、いずれも六角川による排水能力が限界に達したため、内水排除のポンプが停止したことが大きな要因となっている。

異常気象は全国各地で毎年発生しており、線状降水帯の異常降雨に見舞われると大水害が発生する為、六角川調整池のみならず、抜本的な治水対策を更に進めていく必要がある。

今武雄市に求められるのは、武雄市の地形の特性を踏まえた六角川本川、支川の治水対策を始め、内水対策を含めた六角川排水機能の強化である。

昨年の豪雨は六角川水系中心の豪雨であったが、松浦川水系の整備も更に進めていただきたい。この事態に対応するためには、国、県、その他関係機関が一体となり、予算を確保し防災対策に取り組み、流域の生活の安心安全に取り組んでいかなければならないところである。

よって、常襲水害地解消に向け下記事項を強く要望する。

### 記

- 1 有明海の潮水が六角川に逆流しないように対策をとること
- 2 六角川の水を強制的に有明海へ放流すること
- 3 遊水地の設置も地元と協議しながら検討に入ること
- 4 六角川自体の排水能力の強化に取り組むこと
- 5 六角川の支川の整備及び排水ポンプの強化に取り組むこと
- 6 防災としての田んぼダムの整備及びため池の浚渫の取り組みを行うこと
- 7 2年続けての激甚災害を受けたことを勘案し、特段の予算措置を講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 3月11日

武雄市議会

佐賀県知事 山口 祥義 様